

前回分科会以降11/7までに事務局に寄せられた意見	対応方針	修正した項目
<p>「せん妄の兆候」を医療区分2に追加すべきとの意見があった。</p>	<p>重度意識障害についての指摘と鳥羽参考人の意見を踏まえ、これまで検討していなかった「せん妄の兆候」についてケア時間に関する検証を行ったところ医療区分2相当であった。そのため医療区分2の項目に追加した</p> <p>【せん妄の兆候の規定】 調査票にある6つの状態について「この7日間は通常の状態と異なる」と評価されたものが1つ以上あった場合（別添 注1 参照）。</p>	<p>「せん妄の兆候」 （規定条件は、左記参照）  （規定追加）</p>
<p>うつ状態を医療区分2に追加すべきとの意見があった。</p>	<p>「せん妄の兆候」を追加したことに伴い、調査票における「気分と行動」の項目についても検討対象とし分析した結果、下記の状態の場合、医療区分2相当であったため項目を追加した。</p> <p>【うつ状態ありの規定】 調査票にみられる7つの状態について3日間のうち「1・2日観察された」（1点）、「毎日観察された」（2点）とみなし、4点以上をうつ状態ありとした（別添 注2 参照）。</p>	<p>「うつ状態」 （規定条件は、左記参照）  （規定追加）</p>
<p>「暴行が毎日みられる状態」を医療区分2に追加すべきとの意見があった。</p>	<p>認知機能障害加算との重複関係を集計したところ、重複者は2割程度であった。また、ケア時間について検証を行ったところ医療区分2相当であったため、医療区分2に追加した。</p>	<p>「暴行が毎日みられる状態」  （追加）</p>
<p>「Ⅱ度以上の火傷」を医療区分に残す必要性について再検討すべきとの意見があった。</p>	<p>調査データでは、該当者4名と入院中に発生することが非常にまれであったため、医療区分2の項目から削除した。</p>	<p>「Ⅱ度以上の火傷」  （削除）</p>
<p>「ターミナルの状態にある者」を医療区分に追加すべきとの意見があった。</p>	<p>規定が難しく、運用上困難が予想されることから追加しないこととした。</p>	<p>「ターミナルの状態にあるもの」  （追加せず）</p>